

各 部 長
先端学術推進機構長 殿
総合情報図書館長
各 学 群 長

防 衛 大 学 校 長

無人航空機の飛行に関する実施要領について（通達）

改正 令和3年3月31日防大機第423号

標記について、無人航空機の飛行に関する訓令（平成27年防衛省訓令第54号）第9条の規定に基づき、防衛大学校の使用する無人航空機の飛行に関する実施要領について、下記のとおり定めたので通達する。

記

1 趣 旨

この通達は、防衛大学校（以下「大学校」という。）の使用する、無人航空機の飛行に関して必要な事項を定めるものである。

2 無人航空機の飛行

無人航空機は、次の各号の一に該当する場合に飛行させることができる。

- (1) 大学校の職員又は研究科学生（以下「職員等」という。）が行う研究
- (2) 本科学生に対する教育
- (3) その他学校長が特に必要と認めた場合

3 安全確保

無人航空機を飛行させる場合の飛行責任者は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 職員等が行う研究及び本科学生に対する教育
研究及び教育を行う教官
- (2) その他学校長が特に必要と認めた場合
申請者

4 飛行責任者の責務

- (1) 飛行責任者は、無人航空機を飛行させる場合には、自ら飛行監督者となり、飛行を監督しなければならない。ただし、自ら飛行を監督できない場合には、代理者を指定し監督するものとする。
- (2) 飛行責任者は、人の負傷、第三者の物件の損傷等の非常時の対応及び連絡体制を、あらかじめ設定しなければならない。

5 飛行手続

- (1) 飛行責任者は、無人航空機を飛行させる場合には、事前に「防衛大学の施設維持管理者に関する達」別表に示す施設を所掌する管理責任者に許可を受けるとともに、飛行させる日の10日前までに「無人航空機の飛行に関する届出書」(別紙様式第1)を先端学術推進機構事務室長に提出するものとする。
- (2) 飛行責任者は、無人航空機の飛行に関する訓令(平成27年防衛省訓令第54号)第5条に掲げる空域又は同訓令第6条に掲げる飛行の方法によらない飛行方法により、無人航空機を飛行させる場合には、飛行させる予定日の90日前までに前号の届出と合わせ「無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書」(別紙様式第2)、「無人航空機の機能・性能に関する基準への適合確認書」(別紙様式第3)及び「無人航空機を飛行させる者に関する飛行歴・知識・能力確認書」(別紙様式第4)を先端学術推進機構事務室長に提出するものとし、提出を受けた先端学術推進機構事務室長は学校長へ報告するものとする。
- (3) 同一の飛行責任者が一定期間内に反復して飛行させる場合又は異なる複数の場所で、飛行させる場合の届出は、包括して行うことができる。
- (4) 学校長は、第2号の飛行を許可又は承認した場合は、飛行責任者に「無人航空機の飛行に係る許可・承認書」(別紙様式第5)により通知するものとする。

6 その他

- (1) 無人航空機を飛行させている間において、天災その他により人員を死傷させ又は無人航空機を滅失・き損した場合には、安全管理に関する達(昭和46年防衛大学校達第4号)第12条、第13条及び第14条に規定する処置等をとるとともに、直ちに「無人航空機による事故情報第〇報」(別紙様式第6)により、先端学術推進機構事務室長に報告するものとする。

- (2) 先端学術推進機構事務室長は、提出された届出書等（別紙様式第1～別紙様式第6）の写しを総務課車両警備班へ提出するものとする。

年 月 日

無人航空機の飛行に関する届出書

先端学術推進機構事務室長 殿

学科長等
 飛行責任者
 職 名
 氏 名

無人航空機の飛行に関する実施要領について（通達）5 飛行手続(1)による届出をします。

| | | |
|--------------------|-------------|--|
| 飛行内容 | 目的 | 研究に伴う <input type="checkbox"/> 空撮 <input type="checkbox"/> 観測 <input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| | 日時 | 年 月 日 時頃から 時頃まで |
| | 経路 | |
| | 高度 | |
| | 補助者 | 所属学群・学科 職 名・氏 名 |
| 無人航空機を特定するために必要な事項 | 製造者名 名称等 | |
| 無人航空機の機能及び性能に関する事項 | | |
| 操縦者の飛行経験、技能等に関する事項 | | |
| 安全確保のための対策に関する事項 | | |
| その他参考となる事項 | | |

無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書

先端学術推進機構事務室長 殿

学科長等

飛行責任者

職 名

氏 名

無人航空機の飛行に関する実施要領について（通達）5 飛行手続(2)による申請をします。

| | | |
|--|--|--|
| 飛行内容 | 目的 | 研究に伴う <input type="checkbox"/> 空撮 <input type="checkbox"/> 観測 <input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| | 日時 | 年 月 日 時頃から 時頃まで |
| | 経路 | |
| | 高度 | |
| | 補助者 | 所属学群・学科 職 名・氏 名 |
| 無人航空機の飛行に関する訓令第5条の飛行の禁止空域を飛行させる理由 | <input type="checkbox"/> 進入表面、転移表面若しくは水平表面又は延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域 （空港等名称： ） <input type="checkbox"/> 地表又は水面から150m以上の高さの空域 <input type="checkbox"/> 人又は家屋の密集している地域の上空 （理由） | |
| | <input type="checkbox"/> 夜間飛行 <input type="checkbox"/> 目視外飛行 <input type="checkbox"/> 人又は物件から30m以上の距離が確保できない飛行 <input type="checkbox"/> 催し場所上空の飛行 <input type="checkbox"/> 危険物の輸送 <input type="checkbox"/> 物件投下 （理由） | |
| 無人航空機の飛行に関する訓令第6条の各号に掲げる方法によらずに飛行させる理由 | | |

無人航空機の機能・性能に関する基準への適合確認書

先端学術推進機構事務室長 殿

学科長等

飛行責任者

職 名

氏 名

無人航空機の飛行に関する実施要領について（通達）5飛行手続(2)により提出します。

1. 飛行させる無人航空機に関する事項を記載すること。

| | | | |
|-------|--|--------|--|
| 製造者名 | | 名 称 | |
| 製造番号等 | | 最大離陸重量 | |

2. 同じ種類の機体が航空局ホームページに掲載されている場合は、改造を行っているかどうかを記載し、「改造している」場合には3. の項も記載すること。

改造の有無 : 改造していない/改造している (→3. を記載)

3. 航空局ホームページに掲載されていない機体の場合又はホームページ掲載無人航空機であっても、改造を行っている場合は、次の内容を確認すること。

| 確 認 事 項 | | 確認結果 |
|---------|--|----------|
| 一般 | 鋭利な突起物のない構造であること。 (構造上、必要なものを除く。) | 適/否 |
| | 無人航空機の位置及び向きが正確に視認できる灯火又は表示等を有していること。 | 適/否 |
| | 無人航空機を飛行させる者が燃料又はバッテリーの状態を確認できること。 | 適/否 |
| 遠隔操作の機体 | 特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した離陸及び着陸ができること。 | 適/否/該当せず |
| | 特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した飛行（上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング(回転翼機)、下降等）ができること。 | 適/否/該当せず |
| | 緊急時に機体が暴走しないよう、操縦装置の主電源の切断又は同等な手段により、モーター又は発動機を停止できること。 | 適/否/該当せず |
| | 操縦装置は、操作の誤りのおそれができる限り少ないようにしたものであること。 | 適/否/該当せず |
| | 操縦装置により適切に無人航空機を制御できること。 | 適/否/該当せず |
| 自動操縦の機体 | 自動操縦システムにより、安定した離着及び着陸ができること。 | 適/否/該当せず |
| | 自動操縦システムにより、安定した飛行（上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング（回転翼機）、下降等）ができること。 | 適/否/該当せず |
| | あらかじめ設定された飛行プログラムにかかわらず、常時、不具合発生時等において、無人航空機を飛行させる者が機体を安全に着陸させられるよう、強制的に操作介入ができる設計であること。 | 適/否/該当せず |

※ 最大離陸重量の形態で確認すること。ただし、それが困難な場合には、確認した際の重量を記載すること。

無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書

先端学術推進機構事務室長 殿

無人航空機の飛行に関する実施要領について（通達）5飛行手続(2)により提出します。

| 確認事項 | | 確認結果 | |
|--|---|--|----------|
| 飛行経歴 | 無人航空機の種類別に、10時間以上の飛行経歴を有すること。 | 適/否 | |
| 知識 | 航空法関係法令に関する知識を有すること。 | 適/否 | |
| | 安全飛行に関する知識を有すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・飛行ルール（飛行の禁止空域、飛行の方法） ・気象に関する知識 ・無人航空機の安全機能（フェールセーフ機能 等） ・取扱説明書に記載された日常点検項目 ・自動操縦システムを備えている場合には、当該システムの構造及び取扱説明書に記載された日常点検項目 | | |
| 技能 | 一般 | 飛行前に、次に掲げる確認が行えること。 <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の安全確認（人の立入の有無、風速・風向等の気象 等） ・燃料又はバッテリーの残量確認 ・通信系統及び推進系統の作動確認 | 適/否 |
| | 遠隔操作の機体 | GPS等の機能を利用せず、安定した離陸及び着陸ができること。 | 適/否/該当せず |
| | | GPS等の機能を利用せず、安定した飛行ができること。 <ul style="list-style-type: none"> ・上昇 ・一定位置、高度を維持したホバリング（回転翼） ・ホバリング状態から機首の方向を90°回転（回転翼） ・前後移動 ・水平方向の飛行（左右移動又は左右旋回） ・下降 | 適/否/該当せず |
| | 自動操縦の機体 | 自動操縦システムにおいて、適切に飛行経路を設定できること。 | 適/否/該当せず |
| 飛行中に不具合が発生した際に、無人航空機を安全に着陸させられるよう、適切に操作介入ができること。 | | 適/否/該当せず | |

(操縦者の氏名)

上記、記載事項について確認しました。

年 月 日

学 科 長 等

(飛行責任者の所属・氏名)

無人航空機の飛行に係る許可・承認書

飛行責任者

殿

年 月 日付をもって申請のあった無人航空機の飛行について、無人航空機の飛行に関する実施要領について（通達）5飛行手続(4)により、下記のとおり、飛行の禁止空域において飛行することを許可し、及び飛行の方法によらずに飛行することを承認する。

記

許 可 及 び 承 認 事 項 :

許 可 等 の 期 間 :

無 人 航 空 機 :

無人航空機を飛行させる者 :

条 件 :

年 月 日

防衛大学校長

別紙様式第6

報告日時： 年 月 日 () 時 分

無人航空機による事故情報 (第〇報)

先端学術推進機構事務室長 殿

飛行責任者職 名氏 名

無人航空機の飛行に関する実施要領について (通達) 6 その他により報告します。

| | | | | | |
|--------------------|---------------|------|--------------|---|--|
| 発生日時 | 年 月 日 () 時 分 | | | | |
| 発生場所 | | | | | |
| 発生時の気象状況 | 天気： | 気温： | 風向・風速： | | |
| 研究内容 | | | | | |
| 使用機種 | | | | | |
| 研究実施体制 | 飛行責任者： | 補助者： | その他： | | |
| 事故の概要 | | | | | |
| 被害状況 | 該当に○ | | 有の場合、その内容を記入 | | |
| | 人への被害 | 無 | 確認中 | 有 | |
| | 建物の被害 | 無 | 確認中 | 有 | |
| | その他被害 | 無 | 確認中 | 有 | |
| 被害への対応状況 | 機体の損傷 | 無 | 確認中 | 有 | |
| | | | | | |
| その他 (警察・消防・報道等の状況) | | | | | |

※事故発生時の現場写真・報道記事等があれば添付